

# 秋田工業用水道 不用品売払い

## 仕様書

### 1 目的

工事等で発生した鋼構造物及び電気機器等の不用品を売払いするものである。

### 2 引渡場所（保管場所）

秋田発電・工業用水道事務所：秋田市仁井田字新中島 地内

勝平配水池：秋田市新屋町字砂奴寄 地内

### 3 履行期間

契約締結日～ 令和8年3月27日（金）まで

### 4 売払い・処分

(1) 売払い対象物は次のとおりである。

ア 秋田発電・工業用水道事務所

- ・鉄くず 10,500 kg
- ・照明器具 500 kg
- ・ケーブル類 100 kg（うち、被覆重量30kg）

イ 勝平配水池

- ・鉄くず 124,406.5 kg

(2) 以下の物品は処分対象外とする。

ア 秋田発電・工業用水道事務所

- ・タイヤ 150 kg

(3) 売払い対象物の積込み、運搬は受注者が行うものとする。

### 5 その他

(1) 積込み時には安全に留意し、人身事故や器物損傷等が発生しないよう十分に注意して作業にあたること。

## 現場説明書（条件明示）

### 1 運搬費

(1) 運搬費として以下を積算しているが、積算上の条件明示であり、実際の運搬方法を制限するものではないため、実績による契約変更は行わない。

ア 秋田発電・工業用水道事務所

・トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型） 4.9t吊 1台/日

・トラック（普通型） 10t車 2台/日

イ 勝平配水池

・トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型） 16t吊 1台/日

・トラック（普通型） 10t車 1台/日

### 2 積込費

(1) 積込費として以下を積算しているが、積算上の条件明示であり、実際の作業人員を制限するものではないため実績による契約変更は行わない。

ア 秋田発電・工業用水道事務所

・特殊作業員 2名/日

イ 勝平配水池

・特殊作業員 5名/日

### 3 仮設費

(1) 仮設費として以下を積算しているが、積算上の条件明示であり、実際の使用枚数を制限するものではないため実績による契約変更は行わない。

ア 勝平配水池

・敷鉄板(22×1524×6096) 64枚/日

### 4 重量

(1) 仕様書に示した重量は積算上の参考数値であり、売払い対象物の実際の重量を保証するものではないため、実績による契約変更は行わない。